

第7期君津市障がい福祉計画 第3期君津市障がい児福祉計画

令和6年3月

君 津 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
第2章 数値目標とサービスの見込み量	5
1 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における目標の進捗状況	5
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活支援拠点等の整備	5
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	6
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	7
(6) 相談支援体制の充実・強化等	7
2 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における数値目標設定について	
【成果目標】	8
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
(3) 地域生活支援拠点等の整備	10
(4) 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実	10
(5) 福祉施設から一般就労への移行等	11
(6) 障がい児支援の提供体制の整備等	12
(7) 相談支援体制の充実・強化等	13
(8) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	14
3 障がい福祉サービスの見込量	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	18
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	19
(5) 障がい児支援	20
4 地域生活支援事業の見込量	22



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国においては、平成28年4月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障がい者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とした指針が示されました。

君津市（以下「本市」）では、令和3年3月に「第3次君津市障がい者基本計画 第6期君津市障がい福祉計画 第2期君津市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。

このたび「第6期君津市障がい福祉計画 第2期君津市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、次期計画である「第7期君津市障がい福祉計画 第3期君津市障がい児福祉計画」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

障がい者基本法による「障がい者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障がい者総合支援法による「障がい福祉計画」と児童福祉法による「障がい児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

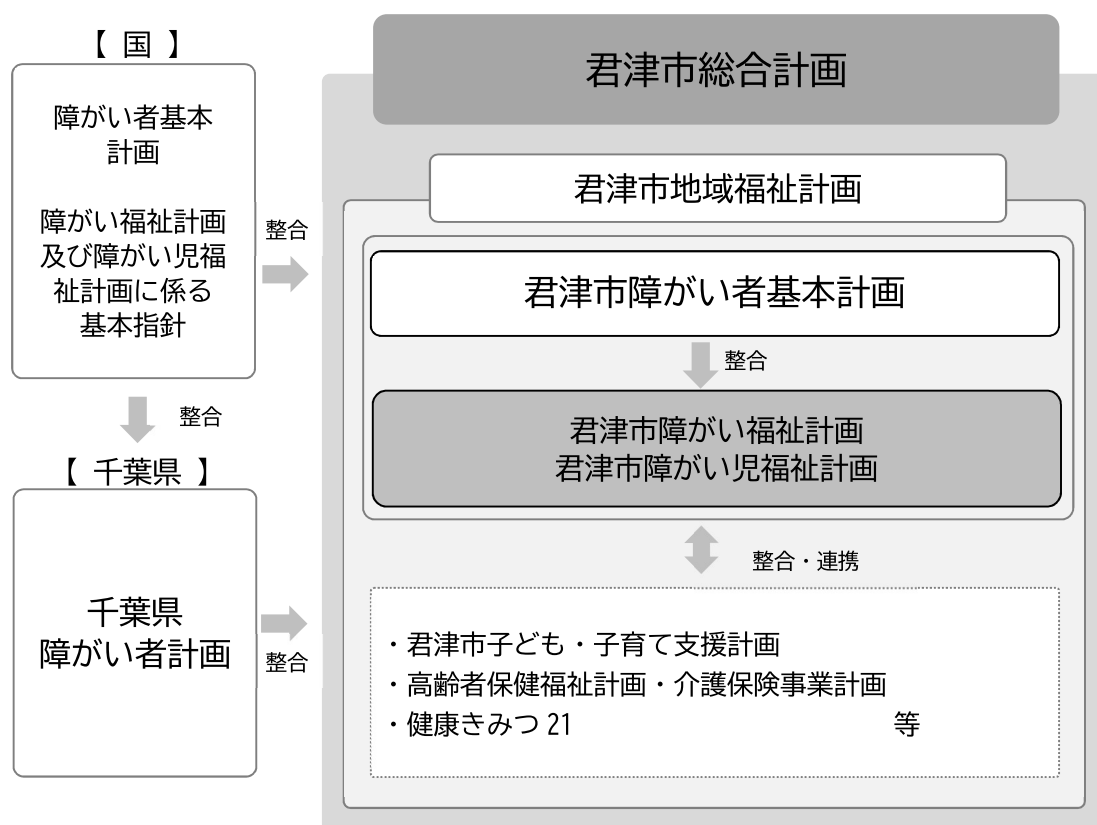
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障がい者基本法	障がい者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障がい者基本計画 (令和5年度 ～令和9年度)	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	千葉県障がい者計画		
君津市	君津市障がい者基本計画	君津市障がい福祉計画	君津市障がい児福祉計画

【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の関係と施策体系】

障がい者計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
障がい者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障がい者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障がい者地域生活移行 ・一般就労移行 ・地域生活支援事業 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援

3 計画の位置づけ

本計画は、君津市のまちづくりの総合的指針である「君津市総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「君津市地域福祉計画」及び「君津市子ども・子育て支援計画」、並びに千葉県の「千葉県障がい者計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、本市が取り組むべき今後の障がい福祉サービスなどの施策の基本方向を定めるものです。



4 計画の期間

「第7期君津市障がい福祉計画 第3期君津市障がい児福祉計画」は、前計画（令和3年3月策定）の検証・評価を踏まえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標値や令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込み量を設定します。

計画期間は、ともに令和6年度から令和8年度の3年間とします。また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある方のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 30 年	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
			第3次君津市障がい者基本計画			第4次君津市障がい者基本計画					
障がい福祉計画 (第5期)			障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)					
障がい児福祉計画 (第1期)			障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)					